

姫路市教育委員会会議録（令和3年5月）

- 日 時 令和3年5月13日（木）午後2時00分から
- 場 所 教育委員会会議室
- 開 会（午後2時00分）
 - 日程第1 会議録署名委員の指名等
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議事
 - 議案第7号 姫路市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
 - 議案第8号 令和4年度使用 姫路市立学校用教科用図書採択方針について
 - 議案第9号 緊急事態宣言後の社会教育施設の対応方針の決定に関する臨時代理の承認について
 - 議案第10号 緊急事態措置期間延長後の社会教育施設の対応方針の決定に関する臨時代理の承認について
 - 日程第4 報告
 - 1 不当要求議員が関わる事業の真相を究明する特別委員会の審議等について
 - 日程第5 次回委員会開催日時等
 - 日程第6 その他
- 出席者（委員）西田教育長、山下委員、松本委員、森下委員、角谷委員
（事務局）峯野教育次長、平田教育総務部長、竹田教育企画室長、原田学校教育部長、福永生涯学習部長、干谷城内図書館長、殿垣総務課長、三木学校施設課長、平山学校指導課長
（書記）簗島総務課課長補佐、島田総務課主任

○ 議事の内容

教育長

- ただいまから定例の教育委員会会議を開催いたします。
- 本日の出席者数は、定足数に達していますので、会議は成立いたしております。
- それでは、これより日程に入ります。
- 日程第1、本日の会議録署名委員の指名等を行います。
会議録署名委員は、姫路市教育委員会会議規則第13条第2項の規定により森下委員を指名します。
- 次に、事前にお配りしております前回の会議録について、御意見はございませんか。
- 特に御意見もないようですので了承したいと思います。

- 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の会期は、本日限りとしたいと思います。
これに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認めます。よって提案のとおりといたします。

教育長

- それでは、日程第3 議事及び日程第4 報告に入りたいと思いますが、議案第10号 緊急事態措置延長後の社会教育施設の対応方針の決定に関する臨時代理の承認について追加になっております。

教育長

- 議事に先立ち、議案及び報告事項の一括審議、並びに公開又は非公開の決定について、お諮りしたいと思います。
まず、一括審議についてですが、議案第9号及び議案10号は関連がありますので、一括審議としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(委員)

[意義なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認め、議案第9号及び議案10号については、一括審議とします。

教育長

- 次に、公開又は非公開についてですが、本日の会議は、会議規則第15条の各号に規定するいずれの事件にも該当しないと考えられますので、会議を公開とすることに御異議ございませんか。

(委員)

[意義なしの声あり]

教育長

- 意義なしと認め、本日の会議は公開と決定します。

教育長

- それでは、議案第7号 姫路市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (城内図書館長 議案第7号について説明)
「姫路市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定」について御説明いたします。
「1 改正の理由」につきましては、城内図書館の設備改修工事による長期休館の期間、近隣住民の図書館サービスの低下を補うため、令和2年11月7日付けで臨時に開設しておりました、姫路市市民会館1階ロビーの図書サービスカウンターを、城内図書館の改修工事終了に伴い閉鎖するため、必要な改正を行うものでございます。
「2 改正の内容」につきましては、既設の図書コーナー等における図書館資料の貸出しについて定める条項の、姫路市市民会館の図書サービスカウンターに関する規定を削除するものでございます。
「3 施行期日」につきましては、令和3年6月14日から施行することとしております。

教育長

- この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

6月14日施行ということで、6月14日から改修工事が終わった城内図書館での業務開始となるのですか。

(答)

改修後の城内図書館オープンは7月1日です。6月14日からは城内図書館に返却ポストを開設するので、そちらで本の返却は可能ですが、予約本の受付については、7月1日のオープンまでは駅前市役所図書コーナーや分館を利用させていただくこととなります。

(問)

7月1日オープンまでの2週間ほどのタイムラグは必要ですか。

(答)

城内図書館再開館の準備として、システムの移設や市民会館サービスカウンターの撤去などの作業期間が必要です。

(問)

国会図書館のような図書のデジタル化について、市の今後の予定はどうなっていますか。

(答)

令和4～5年度にかけて、電子書籍貸出サービスを目指し、システム更新等の準備について検討しています。対応できる電子書籍が少ないことも含めて検討しながら

ら準備を進めてまいります。

教育長

- それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第7号 姫路市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第7号は、原案のとおり可決しました。

教育長

- 次に、
議案第8号 令和4年度使用 姫路市立学校用教科用図書採択方針について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (学校指導課長 議案第8号について説明)
「姫路市立学校用教科用図書採択方針について」御説明いたします。
教科用図書の採択権限は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、教育委員会にございます。また、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」、兵庫県の「令和4年度使用教科用図書の採択に関する基本方針」により、教科書の採択は毎年行うこととなっております。以上により、「令和4年度使用 姫路市立学校用教科用図書の採択方針」の決定についてお諮りいたします。
教科書の採択方針として、5項目あげております。
1項目めは「採択に関する基本方針」です。姫路市立小・中・義務教育学校、特別支援学校及び高等学校において使用する教科書の採択に関する基本的な考え方を、12点示しております。その中で、7点目に関して説明させていただきます。中学校及び義務教育学校後期課程については、昨年度の教科書採択において採択替えを行ったところですが、社会(歴史的分野)において、自由社の「新しい歴史教科書」が文部科学省の検定を経て、今年度新たに発行されることとなりました。令和3年3月30日付通知「令和4年度使用教科書の採択事務処理について」の中で、中学校用教科書の採択については「令和3年度においては、自由社の「新しい歴史教科書」について、採択替えを行うことも可能である」と明記されており、新たに審議する必要が生じました。このことにより、中学校及び義務教育学校後期課程においては、歴史の教科書について選定委員会を行い、その報告書をもとに教育委員会にて審議していただき、新たに採択するかを決定していただきます。
2項目めは「採択の権限」です。教科書の採択は姫路市教育委員会が行うことを明記しております。
3項目めは「採択の方法」です。中学校及び義務教育学校後期課程の社会(歴

史的分野)において使用する検定済教科書、義務教育諸学校において使用する一般図書、高等学校及び特別支援学校高等部において使用する教科書の採択方法について示しております。

4項目めは「採択の公正確保」です。文部科学省の「教科書採択における公正確保の徹底等について」の通知に則り、教科書採択に当たって、いかなる疑惑の目も向けられることのないよう、公正性・透明性の確保を徹底するために、「過当な宣伝行為等への対処」「検定申請本の取扱い」「教科書発行者との関係」について示しております。

5項目めは、「開かれた採択の実施」です。採択に関する情報を公開するなど、開かれた採択に努めることを示しています。

現行の採択方針からの変更点といたしまして、先ほど述べた「1 採択に関する基本方針」(7)に関することと、「3 採択の方法」に関する歴史の教科書についての記述を変更しております。

最後に、今後の流れを説明いたします。本日の「令和4年度使用 姫路市立学校用教科用図書採択方針」決定後は、中学校および義務教育学校後期課程の社会(歴史的分野)教科書採択替えについて「姫路採択地区選定委員会」を開催し、中学校及び義務教育学校後期課程において令和4年度に使用する社会(歴史的分野)教科書について協議検討を行います。そして、7月下旬の教育委員会において、姫路採択地区選定委員会の報告及び学校からの申請を審議し、令和4年度に使用する教科書の採択をしていただくこととなります。

なお、採択結果、採択理由は採択期間終了後の9月1日以降にホームページに掲載する予定でございます。それ以外の調査員名等の情報は、公文書公開等により公開する予定でございます。

この採択方針は、各学校に送付します。それを受け、小学校、中学校及び義務教育学校並びに特別支援学校は、「学校教育法附則9条による一般図書選定に関する申請書」を提出します。また、高等学校は「教科書選定に関する申請書」を提出します。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

採択することができるということと、再採択しなければならないということは、少し意味が違うように思いますが、今回は歴史分野ですが、他の科目においても国から採択することができる教科書が出た場合、そのたびごとに再採択するようにしていたのですか。それとも、歴史分野ということで再採択することを選んだのですか。

(答)

本来、小・中・義務教育学校の教科書は、採択すれば4年周期なので、4年連続で同一の教科書を使用することになっています。ただし、検定本が新たに発行されれば、歴史という分野に限らず審議をしていくこととなります。

- (問) 自由社の教科書が採択された場合、歴史教科書は上の学年も含めて更新となるのですか。
- (答) 今回の例では、自由社の教科書が採択された場合、来年度の中学第1学年については自由社の教科書を給与します。社会（歴史的分野）の教科書は第3学年まで給与済みの教科書を継続して使用することとなっているため、第2、3学年は引き続き給与済みの教科書を使用します。
- (問) 昨年度は法定展示会がありました。今年度は自由社の教科書も展示するのですか。
- (答) 法定展示会は毎年開催しており、今年度は6月14日から30日まで総合教育センターで開催します。それまでに自由社から検定本の送付があれば展示をしますし、送付がなければ展示をしません。
- (問) 再採択する候補になるので、検定本の送付があれば展示をする、送付がなければ展示をしない、というのはではなく、平等に展示するほうが良いように思いますがいかがですか。
- (答) おっしゃるとおりでございますが、こちらから業者に検定本を送付してほしいと言うことは、購入ができないので難しく、業者から送付されれば展示することになります。従来は、新たに発行された教科書については、業者から送付されていたので、それを活用しておりました。
- 教育長 ○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第8号 令和4年度使用 姫路市立学校用教科用図書採択方針について
原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。
- (委員) [挙 手]
- 教育長 ○ 全員賛成と認め、議案第8号は、原案のとおり可決しました。
- 教育長 ○ 次に、
議案第9号 緊急事態宣言後の社会教育施設の対応方針の決定に関する臨時代理の承認について
議案第10号 緊急事態措置期間延長後の社会教育施設の対応方針の決定に関する臨時代理の承認について
一括審議します。
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (生涯学習部長 議案第9号及び議案第10号について説明)

議案第9号「緊急事態宣言後の社会教育施設の対応方針の決定に関する臨時代理の承認について」及び議案第10号「緊急事態措置期間延長後の社会教育施設の対応方針の決定に関する臨時代理の承認について」併せて御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止を目的として、兵庫県が緊急事態措置実施区域とされたこと等を受け、教育委員会事務局生涯学習部が所管する社会教育施設の休館等対応方針の決定について、緊急を要したため、姫路市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則第3条の規定に基づき、教育長が臨時に代理したので、その内容を報告し承認を得ようとするものでございます。

まずはじめに、議案第9号について御説明いたします。令和3年4月23日に兵庫県が緊急事態措置実施区域とされたことに伴い、教育委員会事務局生涯学習部が所管するすべての社会教育施設を休館といたしました。ただし、城内図書館とすべての分館につきましては、予約済み図書の受取、返却サービスのみ行うこととしておりました。

また、社会教育施設が実施する市主催又は共催イベントについては、中止といたしました。

適用期間についてでございますが、令和3年4月25日から同年5月11日までとし、緊急事態措置期間が変更された場合は、その期間といたしました。ただし、公民館の貸館業務のみ、同年4月26日からの休止といたしました。

続きまして、議案第10号について御説明いたします。令和3年5月7日に緊急事態措置期間が延長されたことを受け、教育委員会事務局生涯学習部が所管するすべての社会教育施設について、十分な感染防止対策を実施の上、開館することといたしました。開館時間は原則20時まで、屋内スポーツ施設については19時までとし、収容人数は定員の50パーセント以内といたします。

また、市主催又は共催イベントについては、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底した上で実施いたします。ただし、人数上限は5,000人かつ収容定員の50パーセント以内とし、収容定員が設定されていない場合は人と人との十分な距離を確保することといたします。

適用期間は、令和3年5月12日から同年5月31日までといたします。

教育長

○ この件について各委員は質疑を願います。

教育長

○ それでは、意見等もないようですので、お諮りいたします。

議案第9号 緊急事態宣言後の社会教育施設の対応方針の決定に関する臨時代理の承認について

議案第10号 緊急事態措置期間延長後の社会教育施設の対応方針の決定に関する臨時代理の承認について

報告のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第9号及び議案第10号は、報告のとおり承認しました。

教育長

○ 次に、
報告事項の1 不当要求議員が関わる事業の真相を究明する特別委員会の審議等について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (総務課長 報告事項の1について説明)
はじめに、この特別委員会の設置に至った経緯でございますが、松岡廣幸議員の行為を市が不当要求と認定したことにより、市議会において、令和2年12月に「市議会議員の不当要求行為に関する調査特別委員会」が設置され、「市が不当要求行為と認定した松岡議員の行為に関する事項」である「平成30年度次期道路台帳システム計画策定業務委託に係る事案」及び「令和元年度公園フェンスの嵩上げに関する事案」の2件を調査し、令和3年2月22日に調査報告書を議会に提出しました。その調査報告書において、新たに判明した松岡議員が関与する疑義事案が複数存在し、その問題点の整理や事実確認等を進めるための新たな特別委員会の設置を検討されたいこと、また、令和3年第1回市議会定例会において、令和3年度姫路市一般会計予算が可決したが、松岡議員が関わっている可能性がある事業については、執行する前に議会に対する事業説明を求めたいとの意見がございました。

そこで、3月26日に「不当要求議員によって歪められたと思われる市政に関する事項及び議員政治倫理基準に反する疑いのある事項の調査研究」を目的として、白浜地域の公共事業の妥当性を検証するために「不当要求議員が関わる事業の真相を究明する特別委員会」が新たに設置され、教育委員会所管の事項も調査の対象となったものでございます。

教育委員会の関係する所管事項は、3月の定例教育委員会会議で建設の経緯をご報告しました。「白浜小学校の相撲場整備に関すること」及び「白浜小学校渡り廊下の整備に関すること」でございます。

渡り廊下の整備につきましては、これまで、別の敷地に建設した体育館に移動する際に道路を横断しなければならない学校については、通路として屋根がない歩道橋を整備しており、白浜小学校に箱型渡り廊下を整備したことは、松岡議員の要望が大きく影響しており、特別扱いではないかという指摘があったことから調査の対象になったものでございます。

「令和3年度 姫路市工事等発注予定表」は、松岡議員の地元である白浜、糸引、八木地区の事業を抜粋したもので、議会に説明した上で実施する事業の一覧でございます。

4月14日開催の委員会では、表の左側に○印がある事業に対して、松岡議員や地元からの要望は関与していないことを説明して、早期執行を求めました。

教育委員会に関わる事業は、ナンバー23、26、28、30の4事業でございます。表の右端の「課名」は営繕課となっておりますが、これは工事担当課が記載されておまして、事業としては教育委員会の予算で行っております。

先ほどの4事業について、「3 早期に執行を求める理由」として、松岡議員や地元自治会からの要望等を受けて予定したのではなく、和式トイレを使ったことがない児童生徒が増え、学校でトイレを我慢するような子供がいることから、早急に生活環境を整える必要があることなどを説明いたしました。

議員からは、

- ・当初の計画に対して、変更があったものはあるのか。
- ・工事の順番や設備の公平性は保たれているのか。

などの質問がありましたが、その妥当性により、早期執行が認められました。

次に4月28日開催の委員会について、でございますが、本格審議の前の事前説明という位置づけで、教育委員会からは「白浜小学校の相撲場整備に関すること」と及び「白浜小学校渡り廊下の整備に関すること」の2項目について、概要の説明を行いました。

議員から、相撲場につきましては、

- ・2000万円が6000万円になった経緯を説明すること。
- ・松岡議員と関わりのあるすべての記録を提出すること。
- ・神明造について、政教分離の考え方を整理して示すこと。
- ・校長、保護者、PTAからの要望はあったのか。

また、渡り廊下につきましては、

- ・屋根なしの通路橋が、箱型渡り廊下になった経緯を説明すること。
- ・市内の他の学校は屋根なし歩道橋であるのに、なぜ、白浜小学校だけが屋根付きになったのか。
- ・補助率や補助対象経費に関する資料を提出すること。

などの要望や質問がございました。

今後、2か月に3回程度の頻度で、この特別委員会が開催されると聞いており、次回は5月17日に開催が予定されております。これからの審議等につきましても、継続してご報告いたします。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

渡り廊下について、屋根なし歩道橋と屋根あり渡り廊下との金額差はいくらくらいですか。

(答)

白浜小学校の屋根あり渡り廊下と勝原小学校の屋根なし歩道橋を比べると、金額はほぼ同じくらいです。

(問)

距離や幅も含めて同じですか。

- (答) 渡り廊下と歩道橋の距離や幅の内容自体は違います。
- (意見) 工事でいくらかかるかについては、幅を狭くして屋根を付けるなどの予算のつけ方に工夫することは考えられます。単純に屋根のある・なしで不公平というのではなく、工夫しながらの適正予算であれば問題はなく、そういった視点でも洗い直しをしていただければと思います。金額を含め、メートルあたりいくらかかっている、足場でいくらかかっているなどの点で公平な予算をお願いします。
- 教育長 ○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の1についてはこれで了承したいと思います。
- 教育長 ○ 次に、日程第5 次回委員会開催日時等を議題といたします。事務局より説明してください。
- (事務局) ○ 次回の定例教育委員会を、6月24日木曜日の午後2時に開催していただきたいと思います。
- 教育長 ○ 事務局からの提案どおり、次回の委員会については、6月24日木曜日の午後2時に開催することに御異議ございませんか。
- (委員) [異議なしの声あり]
- 教育長 ○ 異議なしと認めます。よって、次回の委員会の開催については、6月24日木曜日の午後2時に開催することといたします。
- 教育長 ○ 以上で本日の案件は全て終了しました。
○ それでは、日程第6 その他に入りたいと思います。
○ 事務局から、何か報告、連絡事項はありませんか。
- (事務局) [特になし]
- 教育長 ○ 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の委員会を閉会いたします。
- 散 会 (午後2時36分)